令和８年度
第１回宮崎市障がい者施策推進協議会　会議録

開 催 日：令和８年７月２８日（火）

開　　催：宮崎公立大学　交流センター　多目的ホール

（ 会 議 経 過 ）

（報告１）本年度の施策推進協議会のスケジュール及び各計画の概要等について

（報告２）障がい福祉関連施策（令和７年度実績・令和８年度計画）の報告について

（報告３）第４期宮崎市障がい者計画の中間評価に関する進捗報告について

※事務局より資料１、資料２－１、資料２（訂正）、資料２－２、資料３について説明。

〔Ａ委員〕

（令和８年）４月１日付施行で高次脳機能障害者支援法という法律が施行されているが、その中で地方公共団体は高次脳機能障がいに対する支援に関する施策を策定し実施するものとする、と示されている。この障がい福祉計画と高次脳機能障がいに関する施策との関係について、高次脳機能障がいについて個別に施策体系を準備されるのか、あるいは法施行されたことを受けてこの計画の中に盛り込まれることとなるのか。この場での回答は不要である。

また、資料２－１の No.30（精神保健福祉対策強化事業）について。高次脳機能障がい者は少なく見積もって宮崎市に 2,000 人から 3,000 人程度いる。その中で、医療機関や支援機関、家族会、市などと繋がっている者はごく限られている。高次脳機能障がいの方々が、退院と同時に孤立してしまうことを非常に心配している。

高次脳機能障がいは精神障がいに分類されるが、精神保健福祉手帳を取得している高次脳機能障がい者は、宮崎市で調べていただいたところ、66 人しかいない。その他の方は福祉の入り口にも立っていない。

精神障がい者に関しては、令和７年度の電話相談が 4,000 件、面接が 350 件等の対応実績が示されているが、高次脳機能障がいに関しても、保健所で意識していただき、高次脳機能障がいの相談も喜んで対応するといった看板を掲げてもらえないだろうか。本日は担当の健康支援課が出席されておらず、この場での回答は不要であるが、多くの高次脳機能障がい者は「どこに行ったらいいか分からない」というような状況で、「死にたい」といった相談を電話でいただくこともある。私達と繋がっていただく方は本当にありがたいと思うが、基幹相談支援センター等でもそういう看板を上げていただけないか。

要望のような意見であるため、この場での回答は不要であるが、問題提起としてお考えいただきたい。

〔障がい福祉課長〕

１点目、法施行の中に市町村の役割が規定されているという件に関し、障がい福祉計画や施策の実施等については、今後本市で段階的に検討を進めていき、次回以降の協議会でお示ししたい。

２点目、高次脳機能障がいの方々は相談に繋がっていないというご意見に関し、退院後

の支援に繋がっていない方が多数いることが課題となっている。相談窓口として、障がい福祉課で担当している基幹相談支援センター等についての周知徹底はもちろんのこと、保健所での対応等に関しても、ご意見があった旨を伝えていき、引き続き周知・啓発に努めてまいりたい。

〔議長〕
是非ご検討いただきたいと思う。他にご意見はないか。

〔Ｂ委員〕
資料２－２（事前質問）において、保育所等訪問支援事業に携わる専門教員・指導員に対しての疑義が示されているが、保育所を訪問する支援者だけではなく、現場で対応する先生方はどのような知識やキャリア等を踏まえて選定されているのか。
現在、自身の息子は特別支援学校の高校２年生であるが、これまで特別支援学校で出会った先生方の中にも、エビデンス等に沿った計画が立てられなかったり実践に至らなかったという先生方もいた。ただ一方で、全く経験がない、障がいのある児童に初めて対応する先生でも、それぞれの先生方の知識やキャリア、人格を生かして、これまでにない素晴らしい教育を受けることができた場面もあった。よって、一概に経験のない先生を否定するものではないが、先生によってそれぞれの児童の人生が変わることもあるので、どのように選定や配置をされているのかなという点が気になる。
また、教育や福祉というのは数値で測れない部分ではあるが、現在ＤＸ化が進められており、ＤＸやＩＣＴの活用について、どのような対策をとられているか。
また、資料２－１のNo.40（特別支援教育バリアフリー化整備事業）について、令和７年度の整備校が７校とされている。修正前の資料では１０校の学校の名前が記載されていた。恐らくこの７校は、当事者が入学することで整備に至ったのではないかと思うが、もう少しインクルーシブ教育が普及していれば、自身の息子のような重度心身障がい者と言われる子も、地域の中で小学校に行かせたかったと思う。現在、自身の息子は支援学校で過ごしており、同校には病弱の児童が多いが、特性が異なる児童の中で自身の息子の成長を非常に感じており、様々な社会の経験が大事だと感じる。
このトイレのバリアフリー化を行うことで、その学校が例えば防災拠点として地域住民が避難した際に、バリアフリー化された環境が役に立つのではないかと思うので、整備校が着実に増加していけばよいと感じる。

〔障がい福祉課長〕
最初のご質問、受け入れ側の学校の教諭がどういう資格を持っているかということに関して、保育所等訪問支援事業所が訪問する際には、保育士や作業療法士など専門的な資格や経験を有する職員が支援を行うこととなるが、受け入れ側の学校で、どのような教諭が

支援に携わるかは各学校それぞれであり、対象となる児童が在籍している学級の担当、特別支援学級や普通学級の担当の教諭等が対応していると考えられる。市として、対応する教諭の指定等は現時点では行っていない。

〔学校教育課〕

学校トイレのバリアフリー整備については、各学校の方から要望を年２回取りまとめた上で対応している。学校教育課では軽微な案件、例えばレバー式蛇口に変更したり、簡単な手すりを取り付けたりといった対応を行っている。大規模な改修案件については学校施設課と共有しながら順次整備を行っており、学校の要望に答えられるよう、現場を確認しながら対応している。

〔議長〕

本日は時間が限られているため、その他ご意見等があれば、本協議会の終了後に事務局へ確認していただければと思う。

（　10:52～10:58 頃　休憩　）

（報告４）障がい福祉計画にかかる基本指針の概要説明について

（報告５）第７期宮崎市障がい福祉計画（第３期宮崎市障がい児福祉計画）に関する進捗報告について

（協議１）第８期宮崎市障がい福祉計画（第４期宮崎市障がい児福祉計画）の策定に向けたアンケート（修正案）協議について

※事務局より、資料４、資料４（追加）、資料５－１、資料５－２、資料６（概要）、資料６－１、資料６－２、資料６－３について説明。

〔Ｃ委員〕

資料４の中の「５．活動指標」のところで１０項目が記載されており、新たに「⑥ 高次脳機能障害に対する支援」という項目が設けられているが、本項目が追加されたことが理解できない。

以前、本協議会の中で、特定の病名や障がいを取り上げるのではなく、全体に関わる統一的な指標や主要項目等を中心として整理等を進めていくということが、協議会の中で定まっていたと認識している。

今回のように、特定の種別について、指標の中の一つとして新たに整理されることには疑問を感じる。

というのが、（重度）身体障がい児者や医療的ケア児者に関しても、サービス提供事業所の数は増えたが、重度障がいのある児者を受け入れる事業所は少ない。例えば古民家を利

用した事業所の開設などもあったが、バリアフリー化が図られていなかったり、人員が十分確保されていなかったりする。また、自身の息子も急遽２か月間入院したが、そののち事業所側から契約終結の申し出があったり、支援者の離職やバリアフリー化が図られていない等の環境面の理由で受け入れを断られることがある。

活動指標として、受け入れ先が限られている重度障がい児者に関する内容をより盛り込んでいくべきであり、高次脳機能障がい者の支援について、新たな項目として整理することに関しては疑義がある。

〔議長〕

（資料４で示されている）活動指標は、国が整理した基本指針であり、市としては変更等ができないものである。

〔Ｃ委員〕

地域差があるため、国での状況と、宮崎市の状況は、区別して考えるべきである。

〔議長〕

国が定めた指標ではあるが、地域としての意見や実情があるということを理解していただければと思う。一方で、市としても対応できない部分はある。

その他、アンケートの内容等についてご意見はないか。

〔Ｄ委員〕

資料６－１のアンケート案の問１１等で「強度行動障がい」に関する設問があるが、敢えて強度行動障がいに特化して設問を設けている理由を確認したい。

また、問２２において、現在の設問においては、研修の受講有無を確認する内容となっているが、強度行動障がいにおける「基礎研修」と「実践研修」では意味合いが大きく異なる。

基礎研修は強度行動障がいの普及等の目的を有しており、宮崎県内でも相当数の者が受講しているため、多くの事業所で該当すると思われるが、実践研修は加算取得を前提とした内容であり、全く性質が異なる。これらを一つの設問にまとめている点について、どのような意図があるのか疑問に感じた。

〔障がい福祉課員〕

大変ありがたいご意見である。

アンケートの設問内容の詳細についての協議は時間の都合上困難であるが、市としても強度行動障がいの受け皿や実態を把握する手段の一つとして、研修受講やその他の設問を設けている。只今のご意見は、養成研修には２種類あり、基礎研修の受講に関しては実態

把握の切り口となりづらいではないかという疑義であった。設問内容の修正等についてはＤ委員にも個別にご相談しながら、検討させていただきたい。

〔議長〕

本日は時間が限られており、多様な内容に関する説明や解説が主であったと考えられる。今後、事務局への質問や問い合わせがあれば、その内容を踏まえて事務局が適宜修正等を行うものと考えられるため、ご意見があれば事務局に連絡してほしい。

時間となったため、本日の協議は以上とさせていただく。円滑な議事進行に感謝申し上げる。